

第 3 9 9 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 6 年 (2 0 2 4 年) 6 月 3 日開催

第399回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和6年(2024年)6月3日(月) 午後1時30分から

開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

(出席委員) 江口幸男 前田和昭 桑原千知、佐々木倫一 友村喜一 田代龍也
廣田幸英 深川英穂 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄
藤木美才 藤田香織 田中愛美

(欠席委員) なし

(天草広域本部農林水産部水産課) 参事 木下裕一

(水産振興課) 課長補佐 石動谷篤嗣

(事務局) 主幹 堀田英一 参事 徳留剛彦 技師 對馬康史

議事

(1) 議題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について(諮問)

第3号議案

休業中の漁業許可について(諮問)

議事の経過

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから第399回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>委員会開催に当り事務局から御報告いたします。</p> <p>本日の委員出席者数は、15名中15名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>「第399回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。</p> <p>過不足等ありませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、江口会長お願いします。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>梅雨入りも近いが、最近、天候が不安定で漁業者も苦労している。</p> <p>それでは、ただ今から第399回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められて</p>

水産振興課

おります議事録署名につきまして、本日は、桑原委員と澤田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料1ページから7ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、囲い刺し網漁業など3つの漁業です。

まずは、囲い刺し網漁業です。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。囲い刺し網漁業では、スライド3番の図のように魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶりを漁獲します。漁業時期は周年となっています。操業区域は、1つは、スライド4番の参考図に青色で色付けしている火共第2号共同漁業権漁場内で、もう1つは、緑色で色付けしている火共第3号共同漁業権漁場内津奈木町地先と火共第5号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は、火共第2号共同漁業権漁場内が1隻、火共第3号共同漁業権漁場内津奈木町地先及び火共第5号共同漁業権漁場内が2隻の合計3隻、その他の内容は、資料2ページから3ページに記載のとおりとなっています。囲い刺し網漁業については、以上です。

次に、いか柴漬け漁業です。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。スライド5番の右の写真のように、木の枝を束ね海底に設置します。産卵のために近づいてきたいかを漁獲します。漁業時期は4月から9月までとなっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド6番の参考図に緑色で付けしている火共第3号共同漁業権漁場内津奈木町地先と火共第5号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は2隻、その他の内容は資料4ページから5ページに記載のとおりとなっています。いか柴漬け漁業に

	<p>ついては、以上です。</p> <p>次に、かにかご漁業についてです。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の図のようなかごを設置し、かにかを漁獲します。操業区域は、時期によって異なり、8月1日から12月31日まではスライド8番の参考図にオレンジ色で色付けしている火共第2号共同漁業権漁場内で、1月1日から5月31日までは資料6ページに記載のとおり火共第2号共同漁業権漁場の一部です。許可予定の隻数は1隻で、その他の内容については、資料6ページから7ページに記載のとおりとなっています。かにかご漁業については、以上です。</p> <p>最後に許可の申請期間についてです。スライド9番をご覧ください。申請期間は、令和6年6月17日から令和6年6月28日までを予定しています。</p> <p>以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>
友村委員	<p>いか柴漬け漁業ですが、御所浦も柴を漬けて、吾智網の許可も受けてやっている。山の木を切って柴として、海に沈めるといかが産卵に寄ってくるのでそれを獲る。その場所には、地元の人達はいかないが客を乗せて金をとる御所浦町外の遊漁船業者が、そこをずっと釣っていく。地元の者から漁業をしているから遠慮してくれと言っても、なかなか遠慮してもらえない。これは何か、許可の範囲内で対策ができないかと思うし、地元漁業者から何回も要望が上がっております。本日、回答は無理と思うが、後日協議していただきたい。漁業者が迷惑をかけられており、自分で柴を漬けても魚が獲れない。そこに行くと、エンジンの音や釣るのでいかが逃げてしまう。地元の漁業者や遊漁船業者は行かないが、松島あたりから来る。今日でなくても、漁業者を助けるために協議して、何か方法があればと思う。</p>
議長	<p>事務局から何かないか。</p>
事務局	<p>こちらの件については、対策を検討していきたい。</p>
佐々木委員	<p>友村委員から話されたが、今、牛深でも資源保護でミズイカを増やすため、補助金を受けて柴を海底に沈めている。今が産卵時期、その中でモニタリングのため印をつけている。各3か所か4か所15個ぐらいつけている。地元の人、産卵のためと知っているのに釣らないが、他所からきて釣ってしまい、牛深でも問題となっている。甕島では、いか柴を入れたり、産卵期や小さいものは獲らないように、1か月くらい釣らないようにしている。今は、レジャー船が多く、漁民が釣るより、海岸はいか釣りばかりになっている状態で、一本釣りを禁止</p>

事務局	<p>はできないと思うが、資源保護のために産卵させているところは禁止するなどできればと思う。よろしく願います。</p> <p>事務局です。こちらで対応を検討していきたい。</p>
議長	<p>よろしく願います。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>意見なし、異議なしでいいですか。</p> <p>それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。</p> <p>続きまして、第2号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について」、水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課です。</p> <p>第2号議案熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について」諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。</p> <p>まず10ページの図1をご覧ください。</p> <p>資源管理の流れを簡単に説明します。漁業法に基づく資源管理では、漁業者による漁獲量等の報告や研究機関による様々な調査に基づき、資源量推定や漁業の影響の評価及び将来予測を行います。</p> <p>その後、漁業者や各都道府県等の意見を聴いた上で、管理の目標や具体的な方針が定められます。これに基づき、国全体の年間の漁獲量の上限、すなわち年間漁獲可能量が設定されます。</p> <p>漁獲量がこの年間漁獲可能量を超えることがないように管理を行っていくものが、TAC管理と呼ばれるものです。</p> <p>熊本県で漁獲される魚種として、まあじ、まいわし、かたくちいわし、うるめいわし、まさば・ごまさば、するめいか、くろまぐろの7魚種がTAC管理対象魚種に該当します。</p> <p>図2をご覧ください。</p> <p>TAC管理では、まず、都道府県ごとに都道府県別漁獲可能量が国から配分されます。これは、各都道府県の漁獲量の上限になります。</p> <p>各都道府県は、配分された都道府県別漁獲可能量をもとに、県内の漁業者が実際に漁獲できる漁獲量を設定します。この量を知事管理漁獲可能量といいます。</p> <p>知事管理漁獲可能量は、知事が関係海区漁業調整委員会に諮問したうえで決定することとなっています。</p>

	<p>このため、本日、本委員会において「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理漁獲可能量への配分について諮問させていただきます。</p> <p>資料の11ページをご覧ください。令和6年7月1日から始まる令和6管理年度の「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の本県の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分及び県留保枠への配分量を決定する必要があります。熊本県の配分量は「現行水準」、現行水準の場合の目安数量は387トンです。参考に、令和4管理年度の漁獲量は290トンでした。</p> <p>都道府県別漁獲可能量は、全体漁獲量の上位80%を構成する漁獲量上位の都道府県には数量による割り当てがあります。熊本県の漁獲実績は全体の80%には含まれなかったため、数量ではなく「現行水準」という割り当てがされました。</p> <p>配分量が「現行水準」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。</p> <p>これに従い、令和6管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分への配分量を「現行水準」としたいと考えます。</p> <p>以上の、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に関する令和6管理年度における知事管理区分に配分する数量について、御審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>
委員	<p>質問・意見なし。</p>
議長	<p>それでは特に無いようですので、第2号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして、第3号議案「休業中の漁業許可について」、水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課でございます。よろしく申し上げます。 第3号議案 休業中の漁業許可について、諮問をさせていただきます。着座にて説明いたします。 今回は、現在免許している真珠養殖業が休業中の漁場における同じ真珠養殖業漁業許可になります。知事からの諮問文を12ページに示して</p>

おります。

真珠養殖業は、皆様もご存じのとおり、生きたアコヤガイに真珠の核となる玉を入れ、1年から2年程度育成し、真珠を生産するものです。

真珠養殖業は、養殖業を営む区画漁業権に該当し、個人あるいは、法人の養殖業者に免許される個別漁業権であり、10年間の有効期間を定めて、真珠養殖業者に対し免許しています。現在の免許は、令和5年（2023年）9月1日に一斉更新され、令和15年（2033年）8月31日までの10年間となっています。

また、漁業協同組合が管理して組合員に行使させる団体漁業権とは、申請手続きや取扱いも異なります。

資料13ページをお願いします。

2の「個別漁業権の休業の届出及び休業中の漁業許可」をご覧ください。

漁業法第87条では、個別漁業権の免許を受けた者が、一漁業時期以上にわたって休業しようとする時は、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届けなければならないとされています。

また、漁業法第88条第1項では、休業期間にその漁業を営みたい者がいる場合は、法第72条第1項に規定する適格性を確認できれば、その漁業を営むことができるとされています。

なお、法第88条第2項には、休業中の漁業許可の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされており、今回の諮問は、この規定に基づく手続きになります。

次に3の真珠養殖業に係る休業中の漁業許可の内容について、具体的に説明します。今回、2件の申請がっておりますので、1件ずつ説明します。

14ページをご覧ください。免許の内容を一覧表で示しています。

まず、1件目は、天区第1号に関するものです。現在、この区画の真珠養殖業については、壁谷 実に免許していますが、令和6年（2024年）3月14日から令和8年（2026年）8月31日までの期間、休業届が提出されています。この真珠養殖業の漁場図は、15ページの漁場図の区域であり、上天草市松島町阿村地先に位置しています。

14ページにお戻りください。

この壁谷 実の休業を受け、同じ真珠養殖業者である、上天草市松島町の有限会社松岡真珠代表取締役松岡博文から漁業法第88条第1項の規定に基づき、当該真珠養殖業を営みたい旨の申請書が提出されております。

次に2件目は、天区第8号に関するものです。現在、この区画の真珠養殖業については、松本基督に免許していますが、令和6年（2024年）2月9日から令和8年（2026年）8月31日までの期間、休業届が提出されています。この真珠養殖業の漁場図は、16ページの漁場図の区域であり、天草市河浦町崎津地先に位置しています。

14ページにお戻りください。

	<p>この松本 基督の休業を受け、同じ真珠養殖業者である、天草市河浦町の白石惣一郎から、漁業法第88条第1項の規定に基づき、当該真珠養殖業を営みたい旨の申請書が提出されております。</p> <p>資料17ページをお願いします。</p> <p>許可申請者2件の漁業法第72条第1項に基づく(1)から(4)までの適格性は、それぞれ提出された宣誓書により確認できました。</p> <p>資料18ページをお願いします。こちらが審査結果の一覧表になります。</p> <p>合計2件の真珠養殖業に係る休業中の漁業許可について、許可申請者である有限会社松岡真珠並びに白石惣一郎は、漁業法第72条第1項に基づく適格性を満たしており、県としては、当該法人及び個人に許可しても差し支えないと考えております。</p> <p>説明は以上になります。</p> <p>現在、休業届が提出されている天区第1号においては、有限会社松岡真珠に、天区第8号においては、天草市河浦町の白石惣一郎に、それぞれ漁業許可をしてよろしいか、諮問します。御審議の程、宜しく願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、水産振興課から、第3号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>
友村委員	<p>勉強のために聞きたい。真珠については、知事が個人に免許されるとのことだが、県が行使料か何か徴収するのか。</p>
水産振興課	<p>こちらは、個人免許であり、組合が免許を受け、組合員に行使させる際の行使料と異なり、そのようなものはない。申請手数料のみ。</p>
友村委員	<p>そうすると、休止期間中もお金は発生しないということになるが、個人へ免許してあるが、組合は、同意書関係の時、協力してほしいとして金をもらっている。これは、どこも同じと思うが、休止中もお金をもらってよいかどうか。漁協のことになると思うが。</p>
水産振興課	<p>協力金については、どのような趣旨で取られているかにもよると思う。この場で回答はできない。組合で精査されて、徴収をされていると思う。</p>
友村委員	<p>会長は、どう思うか。 真珠養殖は、区画で他の漁ができないので協力金をいただいている。休止になるともらえないのかということ。</p>
議長	<p>うちはもう真珠はないから。</p>

友村委員	<p>おそらく、県はやりなさいと指導はできないと思うが、組合としては、他の漁業者に迷惑がかかるので、区画で他の漁業ができないので協力金としていただいている。</p>
田代委員	<p>行使料は別にもらっているのか。</p>
友村委員	<p>行使料は、魚類養殖などで、そうでなく、協力金でもらっている。ただ、休止の場合、生簀やブイはそのまま協力金をもらってよいか。</p>
桑原委員	<p>その場所は、漁業権で占領した形となる。漁業者が入ってよいならいい。一時延長して、休止していたが、次の業者が来るのを待って、その間もらっていたことある。切るともらえないので、その人の名前で休漁していれば、組合長判断でよいのではないかと。県は、良いと言えないだろう。</p>
友村委員	<p>真珠養殖組合に聞くと、ここ数年は、大変良かったと聞く。サラリーマンの倍ぐらい。ただ、楠浦湾は、赤潮で悪かったと聞くが。組合判断でよいか。県は、良い悪いは言えないだろう。</p>
水産振興課	<p>漁業権の管理については、全漁連でガイドライン等を示していたと思う。参考としてみてはどうか。なければ、探すこともできる。</p>
藤木委員	<p>今回の期間が約2年半。この期間で業として成り立つのか。</p>
水産振興課	<p>この期間で経営が成り立つかどうかは、それぞれの経営のやり方もあり、一概にお答えはできない。 この期間設定は、経営の観点でなく、一漁業時期で真珠なら1～2の1サイクルで休業が認められており、それを超えれば、休業するか、やめるか指導していく段階となる制度。経営の視点でなく法律上の規定で定めた期間と理解いただければと思う。</p>
廣田委員	<p>17ページ、適格性の審査について、漁業許可に反対ではない、宣誓書で1～4に該当しないことを確認とあるが、提出した人がチェックした書類で審査したということか。</p>
水産振興課	<p>宣誓書の様式を定めて、申請時に提出いただいている。その宣誓書を確認して審査している。</p>
廣田委員	<p>提出された宣誓書をチェックしてOKということ。第三者に依頼したということではなく、提出書類を審査したということ。</p>

水産振興課	審査は、県で行うこととなっており、提出された資料で審査した。余談であるが、今回の申請者は、昨年9月の免許更新の際も適格性を審査されており、十分問題はないと考えている。
廣田委員	異論を唱えるものではない。今後も慎重な審査お願いする。
議長	他にございませんか。よろしいか。
委員	はい。との声多数。
議長	それでは特に無いようですので、第3号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第3号議案については、特に意見なしと答申します。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。
議長	事務局から、何かありませんか。
事務局	全漁調連の会報が届いておりますので、お帰りの際に配布したい。また、議事録の署名をお願いします。
議長	それでは、これで第399回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。